

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第 一 號 第 二 十 二 卷

大 正 十 四 年 一 月 一 日 發 行

特 別 號

地租と營業稅との <small>對立に關する</small> 考察……………	法學博士	神戸 正雄
西陣の機業仲間……………	經濟學博士	本庄榮治郎
朝鮮の農業金融組織……………	法學博士	河田 嗣郎
<small>住古に於ける</small> 上海と日本の史的關係……………	文學博士	新村 出
資本の社會的性質……………	法學博士	河 上 肇
ビオ・ソシヤル假説の意義……………	文學博士	米田庄太郎
産業集中 <small>に就ての</small> マルクス説の謬想……………	法學博士	田 島 錦 治
金紙幣本位制……………	法學士	作 田 莊 一
水産資本融通問題……………	法學博士	山本美越乃
海運 <small>に於ける</small> 競争の運賃 <small>に及ぼす</small> 影響……………	法學士	小島昌太郎
支那の帝政と支那の文化……………	文學博士	矢野 仁 一
倫理と經濟との關係……………	法學博士	財部 靜 治

支那の帝政と支那の文化

矢野 仁 一

支那の政治は昔から遂十數年前までは帝政であつたのである。此の支那の帝政と云ふものは、歐羅巴の歴史に見はれて來る様な帝政とは餘程違つた特色を有して居る帝政であつた様に考へられる。又支那の文化と云ふものも此の特色のある帝政の結果として支那に現出したもので、餘程特色のあつた文化であつた様に思はれるのである。私は今それに就いて少しく述べたい。

私はそれを述ぶるに今日は大變よい機會と思ふのである。此の特色のある支那の帝政は遂數年前、清朝の滅亡と共に永遠に滅亡したのである。私は今後或は支那に於て帝政の起ること必無とは言はれぬかも知れないが、これまでの様な特色のある帝政は永遠に起ることはないと思はれるのである。さうしてそれと共に特色のある支那の文化は永遠に滅亡したと考へるのである。東西の歴史家中未だ之を注意したものはない様であるが、私は支那の歴史に於てこれ程重大な事件は曾て起つたことがない様に考へるのである。かう云ふ特色のある帝政が滅亡し、特色のある文化が

滅亡した今日は、正に此の帝政、此の文化の價值及び功過に對して總判斷或は總決算をなすべき最も適當の機會であると考へるのである。今日に於て之を爲さざれば、恐らく後世の歴史家は、今日の歴史家と云ふものは實に詰らないものである、詰らぬ小さな個々の聯絡のない事實の考證にのみ齷齪没頭して、此等の個々の歴史事實を貫穿する中心の精神を把捉し得ない所の穿鑿家考證家に過ぎなかつた、眞の歴史家と云ふものではなかつたと非難するであらう。

二

歐羅巴の歴史に見はれて來る帝政も直接間接に羅馬帝國の思想を繼續して居るのであるから、世界を支配すると云ふ理想を有して居らない帝政と云ふものは恐らくあるまい。さう云ふ理想があればこそ帝政であつたと言はれるかも知れない。其の點に於ては餘り支那の帝政とも變らない様であるが、支那の帝政に於ては世界は當然に支那の支配下にあるのである。五服九服と云ふ様な考へは支那の古い書に見えて居る。即ち尙書の禹貢、周禮の職方氏などに、甸、侯、綏、要、荒等を五服、侯、甸、男、采、衛、蠻、夷、鎮、藩等を九服として舉げて居るのである。周禮の大行人には六番目の蠻服が要服となつて居つて、六服内は九州で、九州外は蕃服であると言つて居るのである、かう云ふ五服九服と云ふ様な考へが古い支那の書に見えて居ると云ふことは、支那を中心として遠近の順序に排列されて居る文化の各種の程度にある世界のあらゆる各地方が支

那に服事して居るものであると云ふ考へが、昔から支那人にあつたと云ふ證據である。尙書の堯典の初めに、四表に光被し上下に格ると云ふ様な堯の功徳を稱した文はあるが、矢張り世界は凡て支那の天子の支配する所であると云ふ支那人の考へを示すものと考へられる。

實際に世界は支那に服事して居るか、又服事して居らないかと云ふことは、支那に於ては問題ではない。實際に服事して居らないにしても、服事すべきものであるが、野蠻にして禮節の辦へがない爲めに、服事することを知らないものである、寧ろ憫れむべきものであると云ふ様な考へを以て之に對し、實際に服事しないからと言つて、之を實際に服事せしめ様とは努めないのである。當然に支那の支配する所であるとして實際に之を支配し様とは努めない、それでも當然支那の支配する所である譯だから、支配しないとは言へないので、蠻夷は中國の治を以て治めずとか、治めざるを以て之を治むるとか言つて、自ら辯解して居るのである。

然るに歐羅巴の歴史に見はれて居る帝政と云ふものには、どうも世界を征服して之を實際の領土として實際に支配する權利があると云ふ様な考へがある様である。支那の帝政には世界が實際に支那に服事して居ない儘に、實際に支那の支配下に立つて居ない状態の儘に、其の儘支那に服事して居る、支那の支配下にあると云ふ考へがあるが、歐羅巴の歴史に見はれて居る帝政には、それとは違つて、實際に服事して居ない地方、實際に支配下に立つて居ない部分は、之を征服し

て實際に服せしめ、實際に支配下に立たしむる権利があると云ふ様な考へがある様である。

三

それよりも一層重要な支那の帝政の特色は、それが徳治主義の帝政であると云ふことである。歐羅巴の歴史に見はれて居る帝政は、何れも羅馬帝國の帝政を繼續して居るものであるから、法を以て治むると云ふ法治主義の帝政である。支那の帝政は之に反して徳を以て治むると云ふ徳治主義の帝政である。徳を以て治むると言ふよりは、寧ろ支那の天子に具はつて居る徳の力が自然に及んで治まるのであつて、無理に治め様として治めるのでないと言つた方が一層適切である様に思はれる。これは實に支那の帝政の顯著なる一大特色である。徳治主義の帝政であるから、世界を支配すると言つても、支那を離るゝこと遠きに隨つて、漸次天子の徳の力が及ばない様になり、遂に全然達しない様になる譯であつて、其處は即ち外國或は蠻夷で、支那人自ら中國の治を以て治めずとか、治めざるを以て治むるとか言つて居るに拘はらず、實際に支那の支配しない化外の地方であるが、それに反して支那それ自身は實際に徳治主義の政治の及ぶ所で、支那の實際に支配する所である。實際に支配すると云ふことになると、徳治主義の帝政と言つても、實際に法を用ゐざるを得ず、歴代共に支那を治むる爲めに法を用ゐ、堯舜の治でも之を廢することは出来なかつたのであるが、理想としては之を輕蔑したのである。四庫全書總目法家類の初めに刑名

の術は聖世の取らざる所であると言つてある。實際に法を用ゐてもそれは禮を輔くるものに過ぎないと言つて辯解し、法を用うると言つて公然誇揚することは出来ないことになつて居る。尙書の呂刑に士百姓を刑の中に制して以て徳を祇むことを教うと言つてあるのも、刑を以て徳を弼けしむる意味である。秦が法律を尙んで仁義を施さなかつた爲め、一夫難を作して天下は土崩したと云ふことは、賈誼の過秦論以來支那歴史家の定論となつて居る所である。唐に唐律があり、明に明律があり、清に清律があり、立派な法典が具はつて居るけれども、それだから法治國であるとは言はれないのである。

私は此の頃白蓮教の亂だとか、義和拳匪の亂だとかの由來を穿鑿して非常に面白く感じたことは、支那の法律と云ふものは、法治國の法律など、違つて、餘程理想的のもので、必ず實行を期するものとなつて居ないと云ふことである。白蓮教の亂は嘉慶帝の時代、十八世紀の末から十九世紀の初にかけて、支那の五省に亘つた九年間の大騷亂である。大清律例には立派に白蓮教を邪教として之を傳習することを嚴禁して居るのである。乾隆五十八年出版、大清律例彙纂、禮律、祭祀、禁止師巫邪術然るに嘉慶帝は大清律例通り、白蓮教を邪教として其の師徒或は關係者を一々究治處罰すると云ふことでは、騷亂を益滋擾擴大せしむるだけで、到底之を鎮定することが出来ないと言ふ考へで、單に白蓮教を傳習し、持齋誦經すると云ふだけでは處罰しない、一二人の儒生が誘脅されて賊匪の中に加はつて

居たからとて、孔孟の教は邪教であると言つて儒生の之を學習することを禁ずる理由がないと同じく、白蓮教徒であると云ふだけで、叛逆の行爲がない限りは一般齊民も同様罪はない、白蓮教の經文も大意は人に善をなすことを勸むるに過ぎない、違悖の文字はないと云ふ上諭を發したのである。又御製邪教説を作り、從逆を論じて從教を論せずとの趣旨を敷衍し宣明したのである。つまり白蓮教は邪教でない、之を傳習しても其の罪を治せずと云ふのであつて、大清律例の明文の規定を否認したものである。

又義和拳匪の亂は清朝の末、十九世紀の終りに起つた排外的仇教的の、最も大きな騷亂であるが、此の義和拳の教門と云ふものは白蓮教から分かれて出たことになつて居る。其のことは清末の忠臣を以て稱せらるる勞乃宣の義和拳教門源流考に詳論されて居る。矢張り邪教と考へなければならず、其の亂は邪教徒の騷亂と言はなければならぬ。白蓮教は嘉慶帝の時一時邪教でないと言ふ上諭を發せられたが、其の後道光帝の時になつて、再び之を邪教として其の傳習を嚴禁する上諭が發せられ、大清律例の規定の効力が復活されたのである。義和拳の教門は邪教たる白蓮教から出たものとすれば、矢張り邪教と言はなければならぬ。親の罪は子に及ばないかも知れないが、邪教からよい教が出ると云ふことは考へられぬ。それに白蓮教は既に邪教として禁止されて居るのであるから、法の上では存在しない譯である。さう云ふものから義和拳が分かれて出ると

云ふことは、無から有が出る様なもので、法の上では認められない譯である。實際に出て居るとすれば、其の存在を拒否するが法の精神であると思ふのである。自分は義和拳の教徒であるなどと公言して大きな顔をして出らるゝ筈ではないと思ふのである。

そればかりではない。大清律例の邪教禁止の條文を讀んで見ても、縦令義和拳は邪教たる白蓮教から分かれて出たものでもないとしても、義和拳自身邪教たる資格を立派に具有して居るのである。義和拳が師徒相拜授し、經呪を傳授し、邪神を供奉することは勞乃宣の義和拳教門源流考に詳述して居る所である。其の點から言つても邪教であることは明かだ辯解の餘地はないが、邪教であるばかりでなく、義和拳は名の示す如く、拳棒を習ふのであるが、此の拳棒を習ふと云ふことは、邪教でなくとも、支那に於ては律例違反である。雍正五年の上諭に依つて拳棒の演習は嚴禁されて居るのである。大清會典事例、刑部、刑律、詐僞、

又徒黨を結ぶと云ふこと、即ち聯盟結會も支那に於ては謀叛罪と考へられ、嚴禁されて居るのである。大清律例、刑律、賊盜律、謀叛、 義和拳教門の名稱自身、一の結合、一の聯盟結會たる意味が含まれて居る。聯盟結會が如何なる主義を唱へるか云ふことは問題ではない。如何なる主義でも凡て徒黨を結ぶと云ふことは、律例違反である。如何なる主義を唱へるにしても聯盟結會は容易に恐るべき政治上の叛亂、即ち謀叛たらしむる様に育成が出来るから之を律例違反として禁じたのであ

る。此の點から言つても義和拳は法律違反のものである。

さう云ふ譯で、如何なる點から考へても義和拳と云ふものは法律違反のものであつて、苟くも法律を行ひ、或は法律の行はるゝことを監督する責任にある官吏或は政府當局者が之を觀過すると云ふことはあり得べからざることである。況して之を保護し獎勵すると云ふことは考へられざることである。然るに支那に於ては官吏及び政府當局者は之を保護し獎勵して、遂に彼の様な大騷亂となつたのである。私はこれは支那人の法律に對する考へが、法治國の人民の法律に對する考へとは全然違つて居ると考へなければ説明の出來ないことであると思ふのである。

四

支那に於ては律と云ふものは、それを犯したからとて必ず一々其の通り刑を加へると云ふ意味ではなく、それを犯すと云ふことは、それだけの刑を加へるに適當する罪惡であると云ふ標準を示す意味である。支那の律と云ふものは、條文の上から解釋すると疑問百出で、之を一々實際に適用し、違犯のものは必ず檢舉し、必ず加刑するとなると非常に困る筈である。例へば邪教禁止律を見ても、邪神を供へる、御護符を出す、御呪をする、師徒相拜授すると云ふ様なものは邪教であると言つてあるが、實際に適用する積りで具體的に考へると甚だ曖昧な條文である。邪神と云ふことも何が邪神であるか分からない。道教の神も皆々邪教であると云ふことは言はれない。道

教の神が邪神であるならば、何故に耶蘇教の神は邪神でないと言はれ様か。勞乃宣は耶蘇教の神は異端ではあるが、邪神ではないと言つて居るが、それは強辯である。若し異端であるならば、其の異端は邪神と同じ意味でなければならぬ。又邪神を供へる、御護符を出す、御呪をする、師徒相拜授すると云ふ様な色々のことは並べてあるが、此等の條件を盡く具備しなければ邪教ではないのか、邪神を供へるだけで邪教と言へるのか、他の條件を具備して邪神がなければ、どうであらうか、さう云ふ様なことを一々詮議すれば、裁判官が邪教と判決しても、幾らでも邪教でない主張が出来、何れが正しいか容易に判断は出来ないのである。それに依つても支那の律は必ず適用することを期するものでないと云ふことは分かるのである。適用する場合にはそれだけの刑を科すると云ふ標準を示したものに過ぎないから、それでよいのである。さうすると支那の律と云ふものは禮と餘り變りがなく、禮は支那人の持つて居る道德の理想の最高の標準を示したものとすれば、律は支那人の持つて居る道德の理想の最下の標準を示したものと云つてよく、禮は最高の標準であるから之を犯したとて制裁がなく、律は最下の標準であるから之を犯せば制裁があると考へることが出来る。

律は支那に於ては最終のものではない。道德とか禮教とか、社會の善良性とか、天意とか云ふ様な律以上のものがある。律はそれを維持し、輔翼し、或は達成する手段として始めて價値ある

ものであつて、それに對しては無力なものである。律の條文よりは律の精神は、支那に於ては法治國などでは考へられない程に重いものである。律の精神は何であるかと云ふと、道德が行はれ、社會の善良性が保存さるゝと云ふ様なことで、それが行はれ保存さるゝ以上、律は必ずしも實行を要せず、政治が悪く、若しくは善い政治でも力がなく、政治に依つて社會の善良性を保存することが出來ず、道德の維持が出來ない様になつて、始めて律が必要となり其の効力を發揮するに至るのである。それだから律をして効力を發揮せしむると云ふことは、決して喜ぶべきことではない。法は用ゐざるを期し刑は刑なきを期するのが支那人の考へである。然し律は道德の行はれ、社會の善良性が保存せらるゝを期する爲めの手段であるから、律の條文を其の儘に適用するよりは却つて、律の條文に依つて禁せられて居る手段でも、此の場合に政治の及ばざる所を補ひ、社會の善良性を保存し、道德の維持を可能ならしむる一層有力なる手段と考へらるゝ時には、それを犯しても善いと云ふ様にさへ考へらるゝ様である。

五

此の如く支那の帝政と云ふものは、其の世界を支配すると云ふ理想に於ては、歐羅巴の歴史に見はれて來る帝政と餘り變りはないが、其の實際に支配せざる部分に對しては實際に支配することを務めず、實際に支配する部分に對しても徳を以て治むるを理想とし、法を以て治むるを理想

とせざる點に於て非常に特色のある帝政である。即ち德治主義の帝政であつて、理論上に於て横に世界を支配するが如く、縦に凡ての種類、凡ての階級、凡ての職業の人民を支配する譯であるけれども、實際上に於て德治の及ぶ所は自ら限りがあり、横に世界の凡ての地方に及ばないが如く、縦に凡ての人民に及ばない、さうして及ぶ儘に任せて、及ばない所に無理に及ばせ様ごしない所に德治主義の德治主義たる特色があるのであるから、其の結果として德治の及ぶ所と、德治の及ばぬ所とがある譯である。

一夫も其の所を得ざるものがあれば己之を擠して溝壑に陥れたるが如く感ずると云ふことは、支那の帝政の理想であるが、實際に其の所を得ざる匹夫匹婦の多いこと、支那程の國は世界にないのである。一夫市に立つて呼號すれば、百夫之に響應すると云ふことは、支那の書によく言つてあるが、支那に於て如何に其の所を得ざるものゝ多きかを語るものである。苦力だとか、無業の遊民、無籍の流民乃至土匪、群盜、會匪、土棍、梟徒だとか云ふ様なものが支那の様に多い國はない。恐らく支那の特産物と言つてよいかも知れない。これは數千年來支那の德治主義の政治の作用として、自然に德治の及ばぬ社會の裏面に沈澱堆積したる結果と考ふべきものであらう。東華錄とか、十一朝聖訓の様な書の中にある數多の匪盜に關する上諭を讀んで、支那の各省到る處に、土匪や群盜が充斥し、公然黨を結び群を爲して、所在横行し、肆まゝに劫掠殺傷をなし、

地方の警察も行はれず、保甲の法も實用をなさない様な有様を考へると、支那は只だ徳治の及ばぬ土匪群盜より成る社會で、此の社會の外に別に道德の行はれ禮教の行はるゝ様な徳治の及ぶ社會があるとは思はれない程である。

支那の各省の境、各州縣の境などは多くは山岳重疊、山徑叢雜の地で、かう云ふ所は主として土匪群盜の巢窟となつて居るのである。支那に三省の境や、三州縣の境を三不管、四省の境や、四州縣の境などを四不管と稱する俗言があると云ふことは十一朝聖訓に見えて居る。二省の境や、二州縣の境なども二不管と言つて居るかも知れぬ。これは地方官がさう云ふ地方は隣りの省や隣りの州縣と境界が錯雜して不明瞭であるのを幸として、自分の所管でないと言つて、互ひに土匪や群盜を捕緝する義務を推諉して居る有様を言ひ表はした名稱である。支那にどれ程かう云ふ不管の地はあるか分からない、省の境や、州縣の境にある不管の地ばかりでなく、江蘇安徽に跨つて居る洪澤湖、江蘇南方の太湖の様な汪洋遼闊の湖面、安徽の巢湖の様な沿湖一帶高山多き地方、江蘇、浙江、福建、廣東の沿海一帶の様な洋面寬廣、海嶼迷茫と云ふ様な地方は土匪の蹤地として古來有名である。其の外曠野にも、礦廠にも、通衢大路にも、城市にも土匪棍徒は出沒横行し溷跡潜匿して居ると云ふことである。土匪群盜が多いのみならず、土匪群盜の爲めに煽惑され誘脅され易い無籍の流民、無業の遊民は非常に多いのである。其の外に窩盜と云ふものが

ある。これは土匪群盜の爲めに贓品を藏匿したり處分するものであるが、支那に於ては直接に土匪や盜賊などを捕緝する任に當る捕役などには決して立派な身分あるものなどはならない、窩盜の様なもの或は窩盜と聯絡のある様なものでなければならぬのであるから、何時何日何處其處の土匪群盜を捕緝すべしと云ふ様な命令が出ると、筒抜けに窩盜に分かるのである。それでなければ窩盜に通じて贓品の御裾分けに預かるのである。之を分肥と言つて居る。州縣の兵丁、書役などが土匪と潜附交通するとか、包庇勾串するとか云ふ様なことは始終行はるゝのである。

さう云ふ譯であるから、支那では土匪でも群盜でも徹底的に之を窮治すると云ふことは到底出來ないのである。徹底的に窮治し様とすれば何處まで牽連波及するか分らないのである。それでは事端を激成することになる譯であるから、成るべく檢舉などはせず、隱蔽することが出來れば成るべく隱蔽し、それが出來なければ劫盜なれば竊盜となし、多人なれば數人と改め、劫掠の贓品も多きは少と改め、仕方なければ首犯數人を捕へ、或は捕へた數人を首犯となして此の他は之を管外の地方に驅逐し、管内の肅清を奏報すると云ふ方法である。これは大を化して小とし、有を化して無となすと云ふ方法で、支那では之を消弭と言ひ、地方官が盜賊土匪を處理する上の秘訣となつて居るのである。劫掠盜難に罹つた被害者も、さう云ふ有様で加害者は大概捕緝されぬから、後害は恐しく、成るべく届けないことにして居る。さうでなければ却つて土匪や群

盜に保證金或は掠奪を免るゝ爲めの貢納金を與へることになつて居るのである。

六

此の如く支那の帝政と云ふものは徳治主義の政治であるから、横にも縦にも其の届かぬ所がある。さう云ふ届かぬ所は、實際に支那の領土でないと云つてもよいのである。横の方に届かぬ所は、外國が來て取つて仕舞つたから、支那も之は自分の領土でないと認むる外仕方がない様になつた。それでも猶ほ外國に取られずして残つて居る部分はある。支那の徳治主義の政治が届かずして、實際に支那は支配して居ないに拘はらず、外國が取つて仕舞はない爲めに、支那人は猶ほ支那の領土である如く考へて居る地方がある。それは蒙古とか西藏とか云ふ様な地方である。然るに縦に支那の徳治主義の政治の届かぬ所は、實際に支那の支配せぬ所で、矢張り支那の領土でないと言つてもよいのであるが、これは所謂支那の内部のことで、之を取つて仕舞ふ外國がないので支那は矢張り自分の領土であると思ひ、外國もさう思つて居るのである。さう云ふ縦に支那の政治が及ばない所を、支那人は支那の政治が及ばなくても、支那の領土である様に考へて居る面白い一の例がある。それは大久保利通卿が明治七年の臺灣事件を辦理する爲め、全權大臣として支那に渡り、清朝の總理衙門大臣と談判した時の話である。此の時に大久保卿は或る土地が一國の領土であるかないかと云ふことは、其の國の政教が其の土地に及ぶか及ばぬかと云ふことを

以て斷すべきものである、然るに支那の官版の臺灣府志に、臺灣の生蕃の地は支那の政教が及ばない地方であると明記してある、さうすれば蕃地は支那の政教が及ばない所で、支那政府自身認めて居る事實である譯で、蕃地が支那の領土でないことは明々白々と言はなければならぬと云ふ議論を試みて居るのである。大久保卿の談判の衝に當つた總理衙門大臣は文祥と云ふ滿洲隨一名外交家であつたが、大久保卿の議論には閉口するであらうと思ひの外、貴説の通り臺灣府志は支那官版の書である、支那の官版の書に支那の領土でない他國のことを記載する筈は元來ないのである、臺灣府志に蕃地のことが記載してある以上は、それは支那の領土たる證據である、支那の政教が及ぶと書いてあらうが、及ばぬと書いてあらうが、それが臺灣府志に書いてある以上は支那の領土たることは疑ひがない、卿は卿の顯の鬚が幾本あるかを知つて居るか、之を尋ねられて答へが出来ないと云つて、卿の鬚でないと云ふことは出来ない。卿は幾本あるか知らないと言つても、卿の顯にある以上は、卿の鬚であることは疑ひがない、それと同様である、中國の領土は非常に廣く、一々何處に如何云ふ人民が住んで、如何云ふことをなしつゝあるか分かるものではない、それだから中國の領土でないこと云ふことは出来ない。頓智即妙の答辯をなしたのである。大久保卿は徳治國たる支那の領土と、法治國たる日本の領土と同様に考へ、其の領土の隅々まで實際の政治が行き渡つて居らなければ、その國の領土と言はれない様に考へたのであるから、文

祥のさう云ふ答辯をなすことは全然豫想外であつたのである。然し文祥は胡虜化す積りでも何でもない。さう云ふものであると固く信じて居たのである。

七

此の如く支那の帝政は徳治主義の帝政である結果として、自ら徳治の及ぶ所と、徳治の及ばぬ所とがある様になり、徳治の及ばぬ所に就いて之を見れば、政治もなく、道德もなく、禮教もなく、文化もなく、原始状態と言つてよいか、野蠻状態と言つてよいか分からの様な亂雜無秩序な觀を呈するのであるが、徳治の及ぶ所に就いて之を見れば、それとは打つて變つて徳治主義の政治の化する所、立派な道德が行はれ、それが禮教となつて現はれ、立派な文化が成立ち、全く別世界であるが如き觀を呈するのである。さう云ふ譯であるから支那の文化と云ふものは、支那の文化と言つても、徳治の及ぶ所の文化で、徳治の及ばぬ所に於ては文化がないと言つてよいのである。それで天子の徳が盛んで、徳治主義の政治の力が強くなれば、其の及ぶ所は廣く且つ遠くなり、之に隨つて文化も亦盛んとなり、天子の徳が衰へ、徳治主義の政治の力が弱くなると、徳の及ぶ所、徳治主義の政治の力の届く所は狭くなり、隨つて文化も衰ふると云ふことになるのである。如何に徳治主義の政治が盛んな時代と雖も、苟くも徳治主義の政治である限り、徳治の及ばぬ所を絶對になくすと云ふことは出来ないものであるけれども、さう云ふ時代には、其の範圍は

非常に縮少せらるゝのであるから、平和時代は現出し、徳治の及ぶ所に於て行はるゝ文化は妨害なく繁榮發達するを得て支那全體を支配する様な形勢を馴致するのである。

徳治主義の政治に於て平和時代の現出すると云ふことは、徳治主義の政治の及ぶ範圍の重力と、其の及ばぬ範圍の重力との權衡がよく取れて居ると云ふことである。徳治主義の政治が盛んであれば、其の及ぶ範圍は廣くなり、及ばぬ範圍は之に反して狭くなるから、及ぶ範圍の重力を以て、及ばぬ範圍の重力を抑壓して置くことが出来るから、平和は擾亂されずして濟み、社會の秩序及び善良性は保持せらるゝに至るのである。随つて平和時代は現出するのである。

堯舜の時代は、事實は兎も角として支那に於て最も禮教の修明し、文物典章の燦然たる時代と考へられて居るのである。それは此の時代に於ては徳治主義の政治が盛んであつた爲め、其の及ばぬ範圍は縮少し、平和時代は現出し、社會の秩序、善良性は保持せられ、其の結果、徳治主義の政治の及ぶ範圍に於て、理想的の立派な政治、道德、禮教が行はれ、文化が繁榮發達したと云ふ意味であると考へられる。

辜鴻鳴氏は文化は禮樂なりと言つて居るが、外面に現はれた有形の禮樂のみでは眞の禮樂、眞の文化と言ふことは出来ない。論語に禮と曰ひ禮と曰ふ、何ぞ玉帛を言はんや、樂と曰ひ、樂と曰ふ、何ぞ鍾鼓を言はんやと云ふ様な文、人にして仁ならざれば禮を如何せん、人にして仁なら

ざれば樂を如何せんと云ふ様な文が見れて居る。禮の本たる仁敬の徳がなく、只だ其の用に過ぎない禮節のみでは禮とは言はれない。樂の器たる鍾鼓のみで、樂の主となる仁和の徳が伴はなければ樂とは言はれない、内部の徳が外面に表はれて禮樂となると云ふことでなければ眞の禮樂ではないと云ふ意味である。支那で堯舜三代の禮樂は理想的な立派な禮樂となつて居るのは、堯舜三代の天子の徳が外面に表はれた爲めであると云ふことになつて居るから、歴代の天子は堯舜三代の禮樂を起すを目的とし堯舜三代の天子を理想として徳を勵むと云ふことになつて居り、大臣たるものも君徳を襲成し、君をして堯舜の君たらしめ、民をして堯舜の民たらしむる理想を以て政治を輔弼すると云ふことになつて居るのである。

支那の帝政は徳治主義の政治であつて、一夫と雖も天子の徳を被ぶらざるものなく、其の所得ざるものなきを理想とするものであるが、徳治の及ぶに任せて、及ばざる所を無理に及ばせ様としない所が徳治主義の徳治主義たる特色であるから、天子自ら徳を勵み、大臣も天子の心を心として之を輔弼し、君徳を襲成して成るべく其の力を盛んにし、少しでも其の及ぶ所を廣く且つ遠からしめ、依つて其の理想を達成せんと努むるに過ぎないのである。百官庶僚も天子の徳意を體し、大臣の心を心として、天子の徳が成るべく下達する様に努むるのであるから、天子の徳が盛んであれば、官紀は振肅し、人民を脛削して其の徳の下達を途中で遮斷するものが少くなり、

徳治主義の政治は自由に下達し、平和な時代が現出すると共に、廣く道徳が行はれ、遠く禮教が及ぶ様になり、此處に文教學問が繁榮發達するのである。

支那の文教學問と云ふものは堯舜三代の治を理想として、禮教を修明し、文物典章の燦然たる時代を起すを目的とするものであつて、清朝の乾隆嘉慶以後に支那に於て崇尚された考據學の様なもの、縦令堯舜三代の文化の真相を究明する上に於て貢獻少からざるにせよ、考據其のもの、學問其のものが目的で、此の理想、此の目的を失ひたる點に於て、支那の文教學問の墮落と認めなければならぬ。支那の學問はかう云ふ理想があり目的があつたのであるから、其の效果は之を修めたるもの、徳を育成し、支那の文化を裝飾するに至つたのである。

私はかう云ふ支那の道徳、禮教、學問と云ふ様なものは支那の文化であると考へるのである。それ故支那の文化は支那の徳治主義の帝政の結果として産出したるものであり、徳治主義の政治の理想を表現したるものであると言つてよいのである。これこそ特色のある支那の文化であつて、特色のある帝政があつて始めて存在する文化であるから、此の帝政の滅亡と共に此の文化も亦滅亡したるものと考へなければならぬ。私は支那の帝政が滅亡して猶ほ支那の文化が存在するものとすれば、それは支那特有の文化でなくして、世界に共通する文化でなければならぬと考へるものである。